

委託解除 申請書

申 請 日

SR茨城県労働保険事務組合 御中

令和 年 月 日

下記項目は全て必須記載項目です。記載漏れ、誤り無きようお願いいたします。

事業所名 (印)

令和 年 月 日 付 で 委託解除することを申請します。

委託解除によって確定労働保険料に還付が生じた場合の
返金方法を下記 内にレ点を入れてお選び下さい。

- 登録済み引落金融機関への振込を希望
- 下記口座への振込を希望 (ゆうちょ銀行はお控え下さい)

| |
|--|
| 金融機関名 |
| 支店名 |
| 口座名義 |
| 口座番号 |
| (○で囲む) 普通 当座 |

- 口座を全て閉じるので、現金での返金を希望
(関与社会保険労務士から、若しくは現金書留で返金します。)

<委託解除における注意>

- * 各書類、各様式に不備や記載漏れがある場合は、手続きが遅れることがあります。
- * 委託解除申請日によって、保険料の還付額の返金までに期間が生じる場合があります。
- * 委託解除による労働保険料の取り扱いは次の通りとなります。

| | |
|--------------------------------|---|
| ◆ 4月～8月までの間に 委託解除の手続きをする場合 | 2期以降の保険料の納入はありません。 委託解除に伴う労働保険料申告後、還付の 場合、12月下旬頃に返金します。 |
| ◆ 9月～11月までの間に 委託解除の手続きをする場合 | 3期の保険料の納入はありません。 委託解除に伴う労働保険料申告後、還付の 場合、翌年2月下旬頃に返金します。 |
| ◆ 12月以降に 委託解除の手続きをする場合 | 3期の保険料の納入が必要になります。 次年度年度更新の申告のため、翌年度9月 下旬まで、還付額の返金は出来ません。 |

- * 確定保険料で不足が生じた際は下記いずれかの口座に期日までにお振込み下さい。

<口座名義 SR茨城県労働保険事務組合>

- ◆ 筑波銀行 県庁支店 普通預金 口座番号 36628
- ◆ 常陽銀行 下市支店 普通預金 口座番号 1375204

※保険料精算の完了まで責任は関与社労士にあります。
関与社労士は上記注意を事業主へご説明下さい。

関与社労士氏名

(印)